

世田谷区地域の絆ネットワーク支援補助金交付要綱(案)

平成26年 月 日
25世市推第 号

(通則)

第1条 地域の絆ネットワーク支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、区内における町会・自治会等の地縁団体や、地域で公益的活動を行っている団体が相互に協力し、地域の絆を深め、そのネットワークを広げながら実施する地域の活性化への取組みに対して支援することを目的とする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域の活性化に取り組む事業
- (2) 自主的、自立的及び継続的に行われ、非営利の公共性・公益性を有する事業
- (3) 町会、自治会等の地縁団体をはじめとした、他の団体と協力を図る事業
- (4) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としない事業
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としない事業
- (6) 特定の公職の候補者若しくは公職にあるもの若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的としない事業
- (7) 区または区の外郭団体などから、ほかに助成を受けていない事業

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を行う者であって、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 世田谷区内の地域活動団体又はこれらの連合体であること。
- (2) 主な構成員が、区内在住、在勤、又は在学者であること。
- (3) 5名以上で構成されていること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある者でないこと。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額とし、原則として一補助事業者につき250,000円を限度とする。ただし、多数の団体又は人員が連携

し、協力する等多大な成果が期待できる場合は、この限りでない。

(1) 人件費のうち講師又は専門家に対する謝礼等

(2) 事業実施に必要な場所確保のための使用料等

(3) 事業実施に必要な物品等の購入費、使用料等

(4) 事業実施に必要な資料印刷作成費、複写費等

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業実施に必要な経費。ただし、飲食費や最終的に個人の所有に帰す物品等や主に個人の利益に属する経費、補助事業者の日常の運営に関わる経費等を除外するものとする。

2 前項による補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 区長は、別に定める募集要領により、補助事業者を募集する。

2 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、地域の絆ネットワーク支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)により申請させるものとする。

(審査会)

第7条 区長は、地域の絆ネットワーク支援事業審査会(以下「審査会」という。)を設置し、前条第2項の規定により申請した補助事業者について、前条第1項の要領及び別に定める審査基準に基づき補助金の交付の可否及び額について、審査を行わせる。

2 審査会は、生活文化部長及び生活文化部長が指定する職員をもって組織する。

3 審査会には会長を置き、生活文化部長の職にある者をもって充てる。

4 審査会の事務は、市民活動推進課および各総合支所地域振興課において行う。

(交付の決定及び通知)

第8条 区長は、申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否及び額について審査会に審査させ、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を地域の絆ネットワーク支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことに決定したときは地域の絆ネットワーク支援補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、その旨を速やかに申請した補助事業者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第8条の2 区長は、第6条の規定により申請書を提出した者が、前条の規定により補助金交付の決定又は通知をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第3号の2様式)により、その旨を速やかに区長に提出させなければならない。

(補助金の交付請求)

第9条 区長は、第8条の規定により交付の決定をしたときは、決定から14日以内に補助事業者に、地域の絆ネットワーク支援補助金交付請求書(第4号様式)を提出させるものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。

(補助事業の変更の承認)

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ地域の絆ネットワーク支援補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)により承認を受けさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を地域の絆ネットワーク支援補助金補助事業変更・中止・廃止承認書(第6号様式)により、申請をした補助事業者に通知するものとする。

(遂行命令等)

第11条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査その他補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを地域の絆ネットワーク支援補助金補助事業遂行命令通知書(第7号様式)により命ずるものとする。

(実績報告)

第12条 区長は、補助事業が完了したとき(第10条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。)又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から14日以内に、補助事業者に地域の絆ネットワーク支援補助金補助事業実績報告書(第8号様式。以下「実績報告書」という。)を提出させなければならない。

2 区長は、前項の実績報告書を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第10条第2項の規定により補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認を行ったとき。
- (4) 前条第1項の規定による実績報告による補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が第8条の交付決定の内容を下回るとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者に地域の絆ネットワーク支援補助金交付決定取消通知書（第9号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第14条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第13条第1項第3号又は第4号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 世田谷区地域の絆推進補助金交付要綱（平成23年2月21日22世市推第711号）は、廃止する。